

MIC 声明「ヘイト批判記事訴訟 地裁判決への異議」

2023年2月13日

日本マスコミ文化情報労組会議

街頭演説を聴いて発した批判の言葉が名誉毀損にあたり損害賠償責任を負う——。川崎市議選に立候補した男性が、神奈川新聞の記事などを理由に神奈川新聞編集委員・石橋学さん（新聞労連組合員）を訴えた民事訴訟で、1月31日、横浜地裁川崎支部はそんな理屈で、男性の訴えを一部認める判決を言い渡した。この判決には、取材活動や市民の発言を委縮させかねない深刻な問題が含まれている。

男性は、JFE（旧日本鋼管）の所有地に住む在日コリアンが革命の橋頭保として土地を占領していると主張してきた。石橋記者は記事で「悪意に満ちたデマ」と批判したが、それが名誉毀損だという男性の主張を判決はすべて退けた。判決のこの部分は、誹謗された住民の名誉を守るとともに、報道の役割を再確認した意義を持つ。

判決は他方、男性が演説に対し石橋記者が「でたらめ」と述べた点を切り取り、不法行為と断じた。この点は到底、容認できない。

言論・表現をめぐるこれまでの裁判例は「論評の自由」を広く認めてきた。論評の自由、とくに政治的課題をめぐる意見表明と開かれた議論は、民主主義の基礎だからだ。取材対象者と記者とのやりとりの一部を切り取って不法行為のレッテルを貼ることがまかり通れば、取材の委縮を招きかねない。政治家などの演説に対し、市民が疑問や批判の声を発することにも躊躇が生じるだろう。

民族や出自に憎悪をむけ分断を煽るヘイトスピーチの横行は、内外で深刻な問題となっている。犯罪へと暴走し、少数者が危害を加えられた例もある。だからこそ、紙面でも現場でも、「悪意あるデマ」をそう名指し、警鐘を鳴らし、憎悪や分断をどう克服するか、共に考えていかなければならない。

私たちは、控訴審をたたかう石橋さんを支えるとともに、非常識な判決に怯むことなく、自らの仕事を通し、自由で平和な社会を築く努力を続けることを表明する。